見附市教育委員会告示第18号

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように 定める。

令和7年8月26日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を改正する要綱

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和6年見附市教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第9条を第11条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用回数等)

第6条 事業を利用できる回数及び時間は、1日当たり1回かつ2時間以内、1週間当たり2回以内とする。ただし、緊急、かつ、やむを得ない事由があると教育長が認める場合は、この限りでない。

第4条第3項第2号中「児童福祉法」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に、「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)」を「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(事業の内容)

- 第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 食事の準備及び後片付け
 - (2) 住居の掃除及び整理整頓
 - (3) 洗濯
 - (4) 生活必需品の買物、通院、産後健診及び公的機関への手続等の同行
 - (5) その他必要な家事援助、育児援助

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

世帯区分	1時間当たりの費用	1回当たりの費用		
生活保護世帯	0円	0 円		
市民税非課税世帯	0円	0 円		
市民税所得割課税額77,1	0円	0 円		
0 1 円未満世帯				
その他世帯	500円	200円		

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第7条関係)

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 見附市 教育委員会教育長

申請者

住所 見附市

氏名

お子さんとの 続柄

緊急連絡先 連絡先名()電話番号

見附市子育で世帯訪問支援事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請 します。なお、本申請の審査にあたり、私の世帯の税務資料の閲覧について承諾します。

ふりがな 利用者の 氏名・性別										男	· 女
利用者の 生年月日 (年齢)			年	į.	月	日	(歳		か月)	
利用期間	年	月	Ħ	時	分かり	6	年	月	F	時	分まで
申請理由											
内容	・食事	の準	備・後	&片付	けてく) け ・{ ・	主居の	の掃除	余、整理	里整巾	iji i	·洗濯)
世帯状況					町村民和税額 77					□その	他
特記事項	•										

同意書

私は、子育て世帯訪問支援事業を利用するにあたり次の事項に同意します。

申請者氏名

- 見附市が、訪問する事業者等に子育て世帯訪問支援事業実施のために必要な範囲内で情報を提供すること。
- 2. 訪問した事業者等が見附市へ子育て世帯訪問支援事業実施状況を報告すること。

別記様式第2号から第5号までの規定中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号(第10条関係)

年 月 日

子育て世帯訪問支援事業実績報告書

(年 月分)

(宛先) 見附市教育委員会教育長

住 所

法人名

事業所名

代表者職氏名

見附市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事業実施内訳書

利用者名	利用者の	利用者の生年月日			利用期間 (日数)			
	年	月	日	日 ~	日 (日間)		
	年	月	日	日~	月 (日間)		
	年	月	目	日~	日 (日間)		
	年	月	日	日~	日 (日間		

こどもの状況	□ 元気に過ごせていた	
	□ その他()
S2.02 S200	□ 休息がとれていた	
親の状況	こ その他()

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。